

75歳以上の
人へ

後期高齢者医療被保険者証が

新しくなります

8月1日
から

現在、使用している「藤色」の保険証の有効期限は7月31日までです。8月1日からは、「ご自宅に郵送される」「緑色」の保険証を使用してください。



新

8月1日から



7月31日まで

旧



有効期限7月31日を過ぎた「藤色」の保険証は使用できません。個人情報の取り扱いに注意し、処分してください。



↑保険証が封入される封筒

8月1日以降にお使いいただく保険証は、上の「黄色い封筒」で市役所から自宅に7月中旬以降に郵送されます。

「藤色」から「緑色」
に変わります

■後期高齢者医療制度とは

75歳以上の人全員（65歳以上の人で一定の障害があり、静岡県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人を含む）が加入する医療保険制度です。

この制度は、県内全市町で設立した静岡県後期高齢者医療広域連合が運営を行い、申請の受け付けなどの窓口業務や保険料の徴収は各市町で行っています。

■限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの人へ

認定証も8月1日から新しくなります。

新しい認定証は、7月中旬以降に郵送します。

なお、更新のための手続は必要ありません。

平成24・25年度
後期高齢者医療
保険料について

後期高齢者医療保険料は毎年8月に決定します。保険料は、医療費の増加などを考慮し、2年に一度改定されます。

平成24・25年度の保険料は次のとおりです。

1年間の保険料の計算方法

保 險 料
(限度額55万円)

=

均 等 割 額
3万7900円

+

所 得 割 額
前年の総所得金額等133万円
(旧ただし書き所得) × 7・39%

平成24年度の保険料については、8月中旬に市役所から通知します。詳しくは、左記へお問い合わせください。

○問い合わせ

国民健康保険課 高齢者医療担当

☎(55)2754 ☎(51)2521

